

厚生年金保険（船員）養育期間標準報酬月額特例申出書

【手続概要】

養育期間標準報酬月額特例とは、子どもが3歳に達するまでの養育期間中に標準報酬月額が低下した場合、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようその子どもを養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる仕組みです。

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者が船舶所有者を経由して申請する必要があります。なお、被保険者であった者（退職者）が提出する場合は、本人から直接提出することができます。

【添付書類】

1. 戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書（コピー不可）

（申出者と養育する子の身分関係を証明できるもの）

- ・ 申出者が世帯主の場合は、申出者と養育する子の身分関係が確認できる住民票の写し（コピー不可）でも代用できます。
- ・ 次の（１）（２）いずれかに該当する場合は、上記の１の添付書類は不要です。

（１）申出者と養育する子の身分関係を船舶所有者が戸籍謄（抄）本等で確認し、備考欄の「続柄確認済み」の口に✓を付した場合

（２）日本の戸籍がある場合であって、申出者と養育する子の個人番号がどちらも記載されている場合

2. 住民票の写し（コピー不可）

（養育する子の生年月日および養育特例の要件に該当した日に申出者と養育する子が同居していることを確認できるもの）

- ・ 申出者と養育する子の個人番号がどちらも記載されている場合は、上記の２の添付書類は不要です。

※提出日から遡って 90 日以内に発行されたものを添付してください。

3. 被保険者であった者が、退職後に船舶所有者を経由せずに提出する場合で、かつ個人番号（マイナンバー）を記載し提出する場合は、次の（１）または（２）を添付してください。

（１）マイナンバーカード

※郵送で提供する場合は、マイナンバーカード表裏両面のコピーを添付してください。

（２）以下の２種類の書類（アおよびイ １種類ずつ）

ア. マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し（コピー不可）、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

イ. 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※郵送で提供する場合は、アおよびイのコピーを添付してください。

※上記以外のイ. 身元（実存）確認書類については、管轄年金事務所へお問い合わせください。

4. 養育している子が特別養子縁組の監護期間にある子の場合は、１に代えて家庭裁判所が交付する事件係属証明書および住民票の写し（コピー不可）を添付してください。

5. 養育している子が養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合は、１および２に代えて児童相談所が交付する措置決定通知書を添付してください。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参